

# 高知県食品表示ウォッチャー募集要項

## 第1 ウォッチャーの設置目的

高知県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）は、県内の食品販売店等における食品表示について、消費者の方に日常の買物の機会などを活用して食品表示のモニタリングを行っていただき、不適正な食品表示に関する情報収集等を通じて、食品表示の適正化を図ることを目的としています。

## 第2 活動期間

委嘱した日から令和9年3月31日まで

## 第3 活動の内容

### (1) 食品表示状況のモニター及び報告

ウォッチャーは、主として県内で食品を販売している店舗を対象として、日常の買物の機会などを活用してモニタリングしていただくとともに、把握した食品表示の状況を、原則、奇数月の末日までに高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課（以下「農産物マーケティング戦略課」という。）に報告していただきます。

### (2) 不適正な食品表示に関する情報提供

ウォッチャーは、食品表示法（平成25年法律第70号）の規定に基づく食品表示基準に違反している疑いがある表示を発見した場合、その他当該表示に関する情報を入手した場合には、直ちに具体的な疑義の内容を農産物マーケティング戦略課へ報告していただきます。

## 第4 応募資格

- (1) 県内に居住している満20歳以上の方。
- (2) 食品製造業又は食品販売業のいずれにも従事していないこと。
- (3) 原則として、県が行う食品表示に関する研修を受けることが可能なこと。
- (4) 暴力団員等（「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者）でないこと。

## 第5 募集人数

20名程度

## 第6 募集期間

令和8年2月25日（水）から令和8年3月25日（水）まで

【QRコード】

## 第7 応募方法

### (1) 高知県電子申請システム

下記URLよりお申し込みください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=17610](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=17610)

提出された個人情報については、ウォッチャーの選定及びウォッチャー活動に関連する郵便物の送付及び問合せにのみ利用しますので、ご了承ください。

プライバシーの保護及び公正中立なモニター活動の確保の観点から、ウォッチャーの氏名、住所等は、原則として非公開とします。



## 第8 応募先及び問合せ先

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課 表示・市場担当チーム

電話：088-821-4541

FAX：088-873-5162

ホームページ：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/160701/>

【QRコード】



## 第9 選考方法及び結果の通知

地域のバランスや日常の食品の消費活動の状況、応募動機等を考慮して選考します。

選定結果は、個別に通知します。

## 第10 謝金及び旅費の支払い

謝金及び第14の研修に係る旅費（県規程による）をお支払いします。なお、謝金は、委嘱期間終了後にお支払いします。

## 第11 遵守事項

### (1) 利益供与等の禁止

ウォッチャーは、公正中立な立場でモニター活動を行う必要があることから、その地位を利用して利益や便宜の供与を受けてはなりません。

### (2) モニター活動における適切な行動

ウォッチャーには、法律に基づく検査権限等は与えられていないことから、店内での写真撮影、伝票の閲覧の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取等風評被害の発生又は営業妨害のおそれがある行動をとってはなりません。

### (3) 守秘義務

ウォッチャーは、その活動中に知り得た情報を漏らしてはなりません。ウォッチャーを退いた後も同様とします。

## 第12 委嘱取消について

次のいずれかに該当することが確認された場合には、委嘱を取り消すことがあります。

- (1) ウォッチャーとしての業務を遂行しない場合
- (2) 本人から辞任の申し出があった場合
- (3) 第4の応募資格の基準に該当しなくなった場合
- (4) 第11の遵守事項に違反した場合
- (5) 病気等により業務の遂行が困難となった場合
- (6) 犯罪行為等、ウォッチャーとしてふさわしくない行為を行ったことが明らかになった場合

## 第13 自己責任の原則

第11の遵守事項の違反により、食品販売店等に損害を与える等問題が生じた場合には、ウォッチャー個人の責任で対応していただくこととなります。

## 第14 研修会への出席

ウォッチャーには、県が実施するウォッチャーとして活動する上で必要な知識修得のための研修を必ず受講していただきます。（日時、場所等は改めて連絡します。）

## 第15 その他

この公募は、県予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては事業内容等を変更する又は中止となる場合があります。